

第1章 築上町地域公共交通網形成計画について

1 計画策定の背景と目的

築上町は、平成18年1月10日に、椎田町と築城町の合併により誕生しました。合併時の平成18年1月末の人口は21,664人でしたが、合併以降は減少傾向が続いており平成30年12月末の人口は、18,491人と3,173人減少、高齢化も進んでいます。

平成28年度の第二次総合計画策定時に実施したアンケートでは、築上町の住みにくさの要因として、「交通の利便性がよくない」が「買い物をする店の数、距離が不適切」に次いで2番目に多く指摘され、また、築上町から転出した方へのアンケートでは「交通の利便性」が住みにくかった理由として一番多くあげられており、交通の利便性の低さが町の住みにくさにつながっています。

町では、町内の移動利便性を高めるため、合併10ヶ月後の平成18年11月1日からコミュニティバスの運行を開始、適宜、路線の見直しを行いながら、現在6路線を運行しています。利用者数は年間17,000人前後で推移していますが、利用者一人あたりの財政負担額が大きい路線もあり、持続可能な公共交通サービスの提供に向け効率化が必要な状況となっています。

また、平成30年3月のJRのダイヤ改正により、日中の日豊本線の運行本数が1時間2本から1時間1本に削減されるなど町外への移動が不便になってきています。

このような状況を受け、本町における住みやすいまちづくりに向けた、利用しやすく持続可能な公共交通体系づくりに向け、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「築上町地域公共交通網形成計画」を作成することといたしました。

本計画は、本町の「望ましい公共交通のすがた」を示した計画であり、公共交通政策のマスタープランの役割を果たし、本町の交通政策は、本計画のもとに進められていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「交通政策基本計画」や、県の「福岡県交通ビジョン 2017」などの交通に関する上位計画の他、本町の「第2次築上町総合計画」、「築上町都市計画マスタープラン」などに示されている交通のあり方や、施策を考慮して策定しています。

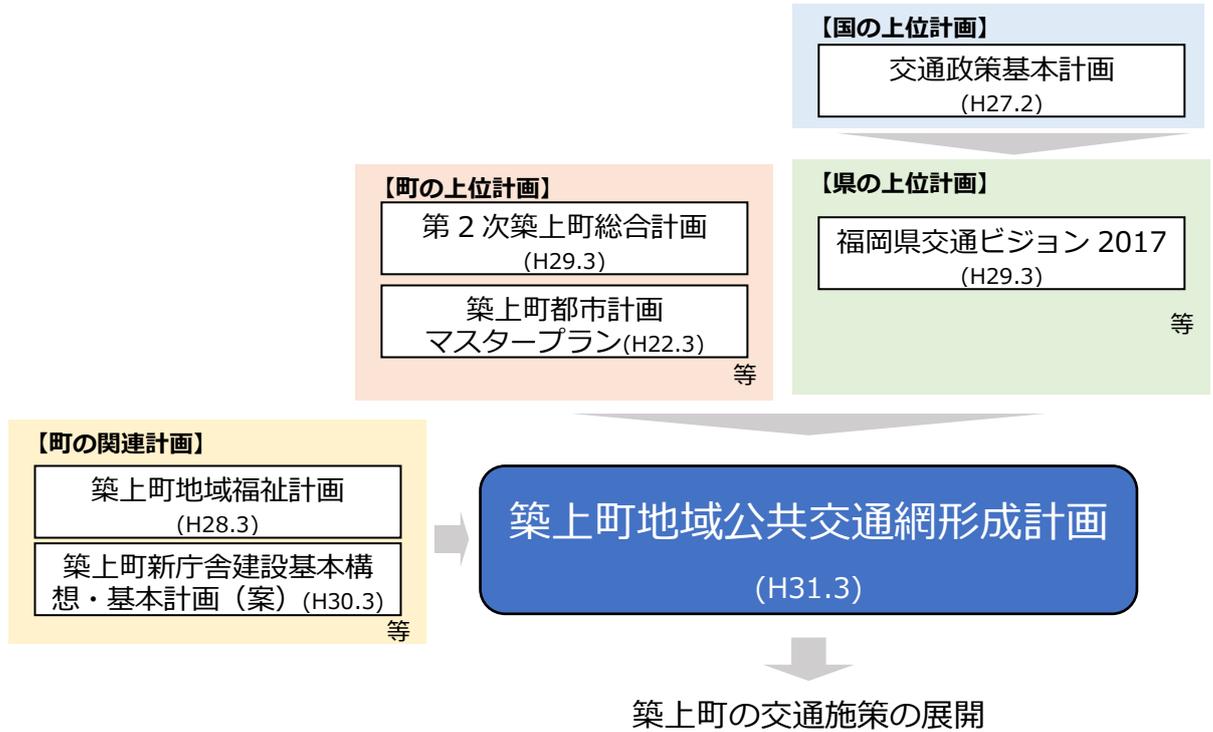


図 1-1.本計画の位置づけ

3 計画の対象区域

本計画は、築上町全域を対象とします。

計画の対象区域：築上町全域

4 計画の対象期間

計画の対象期間は、本町の最上位計画である総合計画の改定にあわせて、2019 年度から2026 年度の8年間とします。

計画の対象期間
2019 年度～2026 年度（8 年間）

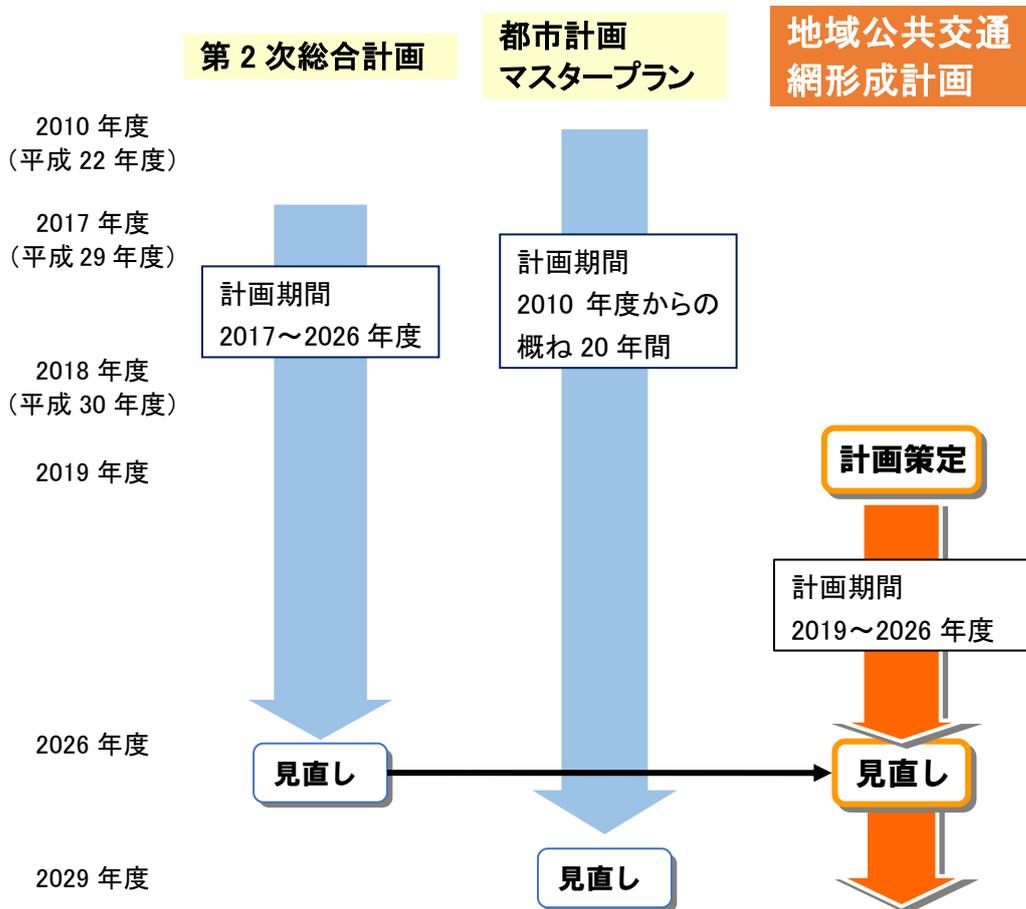


図 1-2.本計画の対象期間